令和6年　労 働 災 害 発 生 状 況

（休業4日以上の死傷者数）

筑西労働基準監督署

業種別

業種＼年		6年 死亡	6年 休業	5年 死亡	5年 休業	同期比 死亡	同期比 休業
製造業	食料品		23		41		−18
	木材・木製品		1		3		−2
	化学工業		19		12		7
	金属製品		21		27		−6
	一般・電気・輸送用機械		17		9		8
	その他		30		24		6
	小　計		111		116		−5
建設業	土木工事		1		8		−7
	建築工事（木造除く）		14		15		−1
	木造建築工事				4		−4
	その他の工事		3		6		−3
	小　計		18		33		−15
陸上貨物運送事業			37		39		−2
畜産業			5		6		−1
小売業			32		28		4
社会福祉施設			29		18		11
その他			64	2	86	−2	−22
計			296	2	326	−2	−30

事業主の皆さまへ

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化※されます

令和７年（２０２５年）１月１日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※　経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。

月別

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
6年	18	27	26	24	29	28	30	38	19	21	16	20	296

年齢別

	件数	率（%）
～19歳	5	1.7%
20～29歳	37	12.5%
30～39歳	23	7.8%
40～49歳	52	17.6%
50～59歳	81	27.4%
60歳～	98	33.1%

規模別　事故の型別

		規模 1～9人	10～49人	50～99人	100～規模	墜落・転落	転倒	激突され	挟まれ・巻込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	その他	合計
製造業	食料品		15	3	5	1	8	1	5		1	4	3	23
	木材・木製品	1							1					1
	化学工業	1	3	5	10	2	4		6	1		3	3	19
	金属製品	1	18		2	4		2	5	2		3	5	21
	一般・電気・輸送用機械		5	4	8	1	3	1	4	2		4	2	17
	その他	8	12	4	6	2	7	1	7	1	1	6	5	30
	小　計	11	53	16	31	10	22	5	28	6	2	20	18	111
建設業	土木工事	1				1								1
	建築工事（木造除く）	10	4			6	1	2		1	1		3	14
	木造建築工事													
	その他の工事	2	1			2							1	3
	小　計	13	5			9	1	2		1	1		4	18
陸上貨物運送事業		8	20	4	5	13	3	3	4	1	5	3	5	37
畜産業			1	4					2			2	1	5
小売業		4	15	7	6	3	9	3			7	7	3	32
社会福祉施設		6	13	5	5	3	9	2	1	1	2	9	2	29
その他		25	23	8	8	4	22	3	11	5	5	6	8	64
計		67	130	44	55	42	66	18	46	14	22	47	41	296

※　数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、（　）内は死亡者で内数である。

※　陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。

※　新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く